

平成27年度第2回江別市公平委員会会議録

日 時 平成28年3月29日（火）

午後4時00分～

場 所 市民会館36号

1 議事日程

(1) 議事

- ・職員団体登録事項の変更について
- ・不利益処分についての不服申立に関する規則等の一部を改正する規則の制定について
- ・江別市再就職者による依頼等の届出に関する規則の制定について

(2) 報告事項

- ・人事行政の運営等の状況の公表について

(3) その他

2 出席者

(1) 委員	委員長	佐藤 允
	委員	杉野 邦彦
	委員	本間 雅彦
(2) 事務職員	幹事	宮沼 直之
	事務職員	川村 正利
	事務職員	半澤 孝典
	事務職員	川上 静

(議事録)

佐藤委員長（以下「委員長」） 皆様、本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。それでは、定刻になりましたので、ただいまより、平成27年度第2回江別市公平委員会を開会いたします。

初めに、1. 議事の(1) 職員団体登録事項の変更についてを議題といたします。事務局から説明願います。

川村事務職員 それでは、職員団体登録事項の変更について、ご説明申し上げます。資料1をご覧ください。

3月25日付けで、自治労江別市職員組合から、職員団体登録事項変更届の提出がありましたので、これについて、ご審議をいただくものであります。

1ページ及び2ページには、公平委員会において職員団体登録を行うに当たっての法的根拠となる地方公務員法と職員団体の登録に関する条例の関係規定を掲載しております。

今回の議事事項であります、職員団体登録事項の変更については、地方公

務員法第53条第9項の後段で準用する同条第5項の規定により、職員団体の登録事項の変更登録を行おうとするものであり、登録を受けた職員団体は、その規約又は申請書の記載事項に変更があったときは、条例で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならない、とされております。

また、条例第4条第1項では、登録を受けた職員団体は、その規約若しくは登録の申請書の記載事項に変更があったときは、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない、とされております。

3ページをご覧ください。

自治労江別市職員組合の役員選挙は、去る3月16日に行われ、変更年月日は、定期大会で承認された3月23日付けとなります。

次に、内容であります。執行委員長が再任、副執行委員長は2人のうち1人が再任で、もう1人が新任となります。書記長は新任となり、書記次長は再任となっております。また、執行委員は、5人のうち2人が再任で、残りの3人が新任となっております。

次の4ページは、これらの選挙結果が記載されておりますので、ご確認をいただきたいと存じます。

次の5ページは、今回の選挙の投票録でありまして、選挙人名簿登録者数及び当日の有権者数が260人、投票者数が168人、投票率が64.6%となっております。

なお、過年度の投票結果及び投票率の推移につきましては、6ページにグラフを掲載しておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上、資料の概要をご説明申し上げましたので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。以上です。

委員長 ありがとうございます。ただいま説明を受けましたが、これについて、確認や質問等があればお受けいたします。

杉野委員 3ページの役員名簿の人数というのは、減ったということですか。

川村事務職員 職員の人数自体は、変わりません。公平委員会に届け出る対象職員から企業職員は除かれますので、企業職員の者が一部役員に含まれている分が今回の届出から除かれることから減ったように見えますが、全体としては、減っておりません。

杉野委員 わかりました。

委員長 他に何かございますか。(なし)

それでは、ただいまの説明のとおり、職員団体登録事項を、公平委員会に変更登録することについて、ご異議ございませんか。（なし）

それでは、変更登録することといたします。事務局で通知及び登録簿への登録をお願いいたします。

以上で、本件を終結いたします。

次に、（２）不利益処分についての不服申立に関する規則等の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

川村事務職員 それでは、不利益処分についての不服申立に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、ご説明申し上げます。資料２－１と記載している資料をご覧ください。

まず、改正を行う規則とありますが、この規則では、不利益処分についての不服申立に関する規則、江別市公平委員会苦情処理に関する規則、職員団体の登録に関する規則の３つをまとめて改正するものであります。

次に、この規則の改正理由ではありますが、行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる行政不服審査制度を抜本的に見直すため、行政不服審査法の全部改正が行われ、平成２８年４月１日から施行されます。

この法改正では、行政処分に関与しない職員を審理員とした審理手続の導入や、行政庁の裁決の妥当性をチェックする第三者機関の設置などにより、審理手続における公正性の確保が図られております。その概要は、資料の中段にある図のとおりです。

また、不服申立ての手続を審査請求に一元化、不服申立てをすることができる期間を、これまでの６０日から３か月とするなどの改正が行われております。

資料の下段になりますが、本公平委員会は、職員への不利益処分に対する不服申立てがあった場合に、不利益処分が適正、適切であったかなどを審理いただく機関であり、その審理手続は、地方公務員法に基づき公平委員会が定める規則により行うこととされております。

これは、地方公務員法において、行政不服審査法の規定の一部を適用除外とする定めによるものであります。

そのため、今回の行政不服審査法の改正により、公平委員会における審理手続には変更がございませんが、行政不服審査法の改正のうち、不服申立ての手続を審査請求に一元化、不服申立てをすることができる期間を６０日から３か月とする改正に伴い、字句等の整備を行う必要がございます。

次に、資料２－２をご覧ください。今回改正する３つの規則の新旧対照表になっておりまして、下線を引いている部分が改正を行う部分であります。

内容といたしましては、先ほどご説明いたしました、不服申立ての手続を審査請求に一元化することに伴い、異議申立て、不服申立てと規定されている字句を削り、又は審査請求に改めるものであります。

また、職員団体の登録に関する規則では、様式中の教示文において、審査請求できる期間について60日を3か月に改めるものであります。

また、今回の改正に合わせて、その他字句の整理を行うものであります。

これらの新旧対照表の改正内容につきまして、制定文案にしたものが、資料2-1の2ページ以降の資料になります。

本規則の改正につきましては、本日ご承認をいただきました後、委員長の署名をもちまして、公布する予定でございます。説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。今の説明について質疑等ございますか。

杉野委員 公平委員会の規則なので、この内容で改正したものを、ここで承認して、公平委員会委員長名で公布するということですね。

川村事務職員 はい、そのとおりです。

委員長 行政不服審査法が、全面的に改正されて、主に字句の訂正が必要になるということですね。

川村事務職員 はい、そのとおりです。

委員長 異議申立てと審査請求というのは、旧法にあったのですね。異議申立てというのは、行政処分を行った処分庁に対する申立てで、改正前の審査請求というのが、上級庁に対する申立てということですよ。

川村事務職員 はい。そのように不服申立先によって、異議申立て、審査請求と使い分けていたものを、審査請求に一元化する制度改正になっております。

委員長 手続を簡明にしたということですね。規則の内容自体にはあまり変更がないですね。

本間委員 第三者機関とは、どのようなものなのでしょうか。

川村事務職員 資料2-1の中央をご覧ください。公平委員会とは、関係ありませんが、例えば、市が税の処分や申請に対する給付決定などの行政処分を行ったときに、その処分に対して不服申立てがあった場合、新しい制度では、市側と市民側の意見を聴き審理手続を行う審理員が審査請求の内容を審査

します。

この結果を受けて、最終的には、市が審査請求に対する裁決を行うのですが、その前に外部の委員で構成される附属機関に諮問、答申を行います。その裁決する内容が適切であるのか、適当であるかどうかを第三者の視点で審査していただく機関となっております。

本間委員 それが行政不服審査会ということですね。

杉野委員 それは、その都度設立されるということですか。

川村事務職員 江別市の場合ですと、先の第1回市議会定例会におきまして、江別市行政不服審査条例の議案を議決いただきまして、4月1日以降に行政不服審査会を設置することとなっております、常設という形になります。

委員長 補足で申し上げますと、職員の待遇に対する処分については、公平委員会を取扱います。それ以外の行政庁からの行政処分は、市民に対する法権力の行使という形で行われるわけなのですが、それについて不利益処分などを市民が受けた場合の不服申立ての制度は従前からありました。それとは別に中立公平な立場の第三者機関を設けて、行政処分の適正性を審議して、また審査庁である市に戻す。そういうシステムにしたということですね。

公平委員会の守備範囲外の行政処分においてそのようなシステムを取ることがここに書かれています。行政不服審査法が改正されたことに伴って、そのような制度設計をしましょうということですね。ですので、公平委員会には直接影響はしてこないということによろしいですよ。

川村事務職員 はい、直接はありません。

委員長 別の行政処分についてということで、理解していただければよろしいかと思えます。

それでは、ただいまの説明のとおり、不利益処分についての不服申立に関する規則等の一部を改正する規則の制定について、事務局案のとおり決してよろしいでしょうか。(了)

ご異議がないようですので、そのように決することといたします。以上で、本件を終結いたします。

次に(3)江別市再就職者による依頼等の届出に関する規則の制定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

川村事務職員 それでは、ご説明申し上げます。まず、資料3-1をご覧ください。

初めに、この規則の制定理由であります。平成26年5月に公布された、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により、地方公

務員法が改正され、再就職者による依頼等の規制の導入等による退職管理の適正の確保について定められ、営利企業等に再就職した元職員による働きかけの規制などが設けられることとなりました。

この規制に違反があった場合において、再就職した元職員から働きかけを受けた現職員は、公平委員会規則に定めるところにより、公平委員会へ届出をすることが地方公務員法に規定されましたことから、本公平委員会においても、この届出に関し規則を定めるものであります。

次に、資料3-2をご覧ください。地方公務員の退職管理の適正の確保についての資料になりますが、この資料は、総務省の地方公務員法の一部改正に関するもので、今回の規則制定と地方公務員法の関係が整理されたものとなっております。

1ページをご覧ください。先ほど、ご説明した元職員による働きかけの規制については、1ページの1の記載のとおりとなっております。下段にあるイメージのように、元職員は、退職後2年間は、退職日前5年間に在籍していた組織などに対し、契約事務などについて働きかけを規制されることとなります。

元職員がこの規制に違反した場合は、3に記載のとおり刑罰を受けることとなります。また、在職する職員が元職員から働きかけを受けた場合には、公平委員会への届出義務が生じることとなります。

続いて2ページをご覧ください。元職員による働きかけの疑いがある場合、市長などの任命権者は、調査を実施することとなりますが、公平委員会の役割としては、その調査が公正に行われるように、調査の始まりから終わりまで、第三者的な立場で監視することとなります。

調査の流れは、2ページの下段に示しているとおりであり、元職員による働きかけを受けた職員が公平委員会に届出をすることにより、調査が実質開始される仕組みとなっております。

3ページ、4ページは、地方自治体が退職管理を適切に確保するために措置する例を記載しておりますが、本市におきましては、4ページ中段に記載しているように、退職者への再就職先の情報の届出、その公表などについて定めた江別市職員の退職管理に関する条例を制定し、平成28年4月1日から施行の予定であります。

戻りまして資料3-1をご覧ください。今ほどご説明した江別市職員の退職管理に関する条例の概要を参考として記載しておりますので、後ほどご参照ください。

資料の2ページ目が、今回制定する規則の案となっております。右上に公平委員会規則第7号と記載された資料をご覧ください。

江別市再就職者による依頼等の届出に関する規則です。新しい規則になり

ますが、この規則は、3条と附則からなっており、第1条は趣旨を、第2条は元職員による働きかけを受けた職員について、公平委員会に届け出る事項を、第3条は規則の委任規定をそれぞれ定めるものであり、附則において、規則の施行期日を平成28年4月1日とするものであります。

本規則の制定につきましては、本日ご承認をいただきました後、委員長の署名をもちまして、公布する予定でございます。説明は以上です。

委員長 ありがとうございます。説明を受けましたが、これについて質疑等ございましたらご発言願います。

杉野委員 今まではこのような内容の規則は、別の形ではあったのですか。

川村事務職員 資料3-1の1ページ目をご覧くださいと思います。3の参考の江別市職員の退職管理に関する条例の内容とありますが、今回地方公務員法の改正を受け、条例を定めたところですが、従前より要領を定めておりまして、再就職の情報の届出、再就職の公表、これについては、江別市でも独自に取り組んできております。

さらに、退職者が営利企業の代表者に就任することを自粛してもらう、要請という形でこれまでも続けておりました。江別市としては、新たな取り組みではないのですけれども、条例に基づき、運用していくことになるかと思えます。

委員長 今の説明に関連しておたずねしますが、資料3-1の参考の表の太線のところに江別市と書いてあって、条例と書いてありますね。これは、この度制定されることになった部分ですか。

川村事務職員 はい。先の第1回市議会定例会におきまして、条例案について議決いただいた内容でございます。

表の見方としましては、◎につきましては江別市の条例で定める内容、条例の中にハイフンで横線を引いていると思いますが、これは地方公務員法の適用を直接受けるので、条例で改めて規定していない部分です。見方としては、ここにある項目全てを江別市では実施するということとなります。

委員長 △や○というしるしはどういった意味ですか。

川村事務職員 地方公務員法の欄があると思いますが、離職前5年間と部長職市長部局在職期間それぞれ○がついておりますが、これは地方公務員法で直

接定められておりますので、法の規制を直接受ける形になりまして、それ以下の4つの△については、地方公共団体が条例で定めることができるという形で地方公務員法には規定されておりますので、これを受けて、江別市の条例でこの項目についても定めたという形になっております。

委員長 そういうことですか。ありがとうございます。

杉野委員 ということは、地方公務員法に○がありますよね。その横に江別市としては、現行は全部△になっていますよね。地方公務員法では○だけでも、実際に江別市では地方公務員法に則っていなかったという形になるのですか。

川村事務職員 地方公務員法の○については、今回の地方公務員法の改正によって追加された部分になっております。

委員長 地方公務員法で定められていたら、地方公務員に対しては、適用されますので、わざわざ重ねて条例で制定する必要がないという趣旨かなと思います。

先ほどのお話では、元職員が現職員に対して、働きかけをした場合に、それは任命権者が調査をするということですか。

川村事務職員 資料3-2の2ページをご覧くださいと思います。手続の流れといたしましては、今回制定する規則に基づいて、働きかけを受けた職員が公平委員会に届出を行います。その届出を受けて、公平委員会から任命権者に調査をしてくださいという依頼をかけることとなります。

その事実把握については、任命権者の方で進めることになりまして、その経過、結果については、最終的には公平委員会に報告される流れになっております。もう一つのパターンとしまして、届出によらない、通報によるものが想定されます。これは、任命権者に通報が入るのか、公平委員会に通報が入るのか、どちらかになるかと思いますが、仮に任命権者に通報があった場合は、任命権者は公平委員会に報告を行う。そして、それについて調査をしてくださいと公平委員会が任命権者に依頼をするということになりまして、それ以降については、同様の流れになるかと思っております。

委員長 その調査が適正、正確に行われているかどうかを公平委員会で監視していくということになるのですね。

川村事務職員 通報、働きかけを受けた職員を保護するという趣旨もあると思

いますので、任命権者が、職員に対してもそうですが、公正に、適正に調査を実施しているかどうかを中立的な立場で監視するのが役割と考えております。

委員長 そうすると、逆にその調査の進捗状況について、報告を求める権限も公平委員会にはあるということになるのですね。

川村事務職員 はい。そのような権限については、今回の地方公務員法の改正で追加されております。

杉野委員 監視することが公平委員会の役目ということになれば、当然経過の報告を要求しなければならないわけですよ。それは、要求しないと出されないのですよね。

川村事務職員 その点がまだ詳細に把握していないのですが、基本的には、資料3-2の2ページの中段の監視の仕組みのところに書いてありますが、任命権者としては、報告の義務が法律上生じておりますので、任命権者が把握した場合は、まず公平委員会に報告しなければなりません。

法律では、それぞれ義務が生じているので、報告を受けた公平委員会は、任命権者に対しても調査を求めることになっております。また、結果だけではなくて、経過についても公平委員会から報告が求められる制度設計になっております。

委員長 働きかけを受けた職員が公平委員会に届出をしてきた場合だとか、あるいは第三者が通報してきた場合だとか、公平委員会が職権を発動させることもあるのかなど。そのあと公平委員会が何もしていかなければ、そのままになってしまう可能性はある訳ですね。

川村事務職員 規定上は求めることはできるということになっておりますが、任命権者としては、調査が完了でき次第、報告しなければならないということになっておりますので、調査して終わりというわけにはいかないと思っております。

委員長 規定に違反した職員は、犯罪になるのですか。

川村事務職員 内容によりますが、今回、地方公務員法の規定の中でいくつか罰則が設けられております。一番重たいもので、地方公務員法で3年以下の懲役、刑罰が定められております。

そのほか行政罰として10万円以下の過料が、条例でも10万円以下の過料が規定してあります。

委員長 そうすると、任命権者としては、通報があつて、これはかなり信憑性のある通報で犯罪が行われている可能性があるとなると、調査などをするとということがあり得るわけですね。

公平委員会は、どのような場合にどのような作業なり、意思決定をしなければならないのか。具体的に教えていただければと思います。

川村事務職員 公平委員会としては、それに対して具体的なこういった刑罰が相当ですとか、そういった判断をするわけではありません。その調査結果、事実に対して意見を求めるという役割になります。

委員長 そういう職責が公平委員会に与えられるわけですが、そのための手がかかりとして、この江別市再就職者による依頼等の届出ということを行つてもらうということになるのですね。

規則の案としてあがつている第1条に、地方公務員法第38条の2第7項と書いてあるのですが、これはどこかに条文はありますか。

川村事務職員 資料に記載がありませんので、第7項のところを私が申し上げます。

職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第1項、第4項又は第5項の規定、これは働きかけを指しますが、その規定により禁止される要求又は依頼を受けたときは、公平委員会規則で定めるところにより、公平委員会にその旨を届け出なければならない、という規定になっております。

委員長 やらなければならないという義務で、現役の職員の方が届け出なければならないのですね。

川村事務職員 はい。法律において、職員は届け出なければならないとされておりますので、市の職員となります。

委員長 第2条で、どのような内容を届け出ることが記載されていて、地方公務員法の第38条の2第7項の規定による届出は、依頼等を受けたあと、次の各号に掲げる事項を記載した書面を公平委員会に提出して行うものとする。(1) 氏名ですね。これは、職員の名前ですね。(4)からは依頼等をした再就職者の氏名ですね。これは、再就職のあつせんの規定なのか。

川村事務職員 あつせんも含まれているかと思うのですが、例えば、退職した職員が自分のいた所属と契約を行う場合に自分が再就職した企業に有利になるように働きかけをしたり、そういったものの規制を行う制度になっております。

委員長 いわゆる口利きみたいなイメージでしょうか。

川村事務職員 はい、そのように考えられます。

委員長 戻って、(4)は依頼等をした再就職者の氏名。(5)は、前号の再就職者がその地位についている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位。これは、再就職先のことですね。それから(6)は、依頼等が行われた日時。(7)が、依頼等の内容。これは、結局口利きあるいは働きかけの内容ということになるのですね。こういう声をかけられた側の職員が、公平委員会に届け出る。これは書面で行うのですね。

川村事務職員 はい。第2条本文の規定により書面にて届け出ることとなります。

杉野委員 2ページの調査の流れの左下のところに出ている手続のことですね。

委員長 杉野委員がおっしゃった2ページの左下の働きかけを受けた者による届出、これは地方公務員法の第38条の2第7項に書いてある届出ということですね。

川村事務職員 先ほど読み上げた、説明のとおりになります。

補足ですが、一方では、元職員の方は再就職先については、市に、任命権者に届出をすることになっておりますので、その情報は、ホームページで公表されております。第2条の第4号から第5号に関係しますが、肩書きや職員がこういった立場にある者なのかってところは、働きかけを受けた職員も把握できるようになっております。

杉野委員 資料の4ページにある再就職情報の届出のところですね。

川村事務職員 はい、そのとおりです。

本間委員 4ページの参考のところですが、③営利企業の地位に就いた場合の日雇いの場合、現役出向の場合、再任用される場合などが届出不要となるのは分かるのですが、報酬額が一定以下である場合は届出不要というのはどういうことなのでしょう。

川村事務職員 国では、扶養の範囲内である103万円という金額で設定しているそうなので、市でも国の基準を目安として、市長の規則などで定めると聞いています。

委員長 届出義務違反については、条例で10万円以下の過料を科すことができるのですね。

杉野委員 結構厳しい罰があるのですね。この資料の2ページ目の調査の流れのところで、任命権者は、調査を開始したということと調査を終了したということについては、公平委員会に報告義務があるということですね。しかし、途中の経過の報告の要求は、公平委員会から要求しないと出ないという解釈でよろしいか。それとも公平委員会は、開始から終了までの一貫を監視する義務があるということだから、これは要求していかなければならないということでしょうか。

川村事務職員 法律上は、任命権者の方から自ら途中経過について報告する義務はないようですが、公平委員会は、調査経過の報告を求める権限はありますので、必要に応じて、求めていくことになると思います。

委員長 公平委員会は、そこらへんは能動的に関わっていくかどうかということになると思いますね。今まで委員会を開く必要が生じたときは、皆さんに集まっていたいておりますけれども、それが、こういう事態になったら、頻繁にということもあるかもしれませんね。それは、これからのなりゆきを見てからということになりますね。

杉野委員 江別市の場合、そういう事例は、過去にあったのですか。

川村事務職員 これまでは、聞いたことはないです。

委員長 江別市再就職者による依頼等の届出に関する規則については、他に質問、意見がなければ、説明のとおりにしてよろしいですか。(了)

それでは、ご異議がないようですので、江別市再就職者による依頼等の届出に関する規則の制定については、事務局案のとおり決めます。

以上で、本件を終結いたします。

次に、2. 報告事項 人事行政の運営等の状況の公表についてを議題といたします。事務局から報告願います。

川村事務職員 それでは、人事行政の運営等の状況の公表について、ご説明申し上げます。

江別市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、昨年12月に、平成26年度における江別市の人事行政の運営状況が公表されておりますので、公平委員会に関わる部分の概略をご報告いたします。

資料4をご覧ください。平成17年4月1日に施行した条例により、市長は毎年度、人事行政の運営状況に関し、公表することが義務付けられており、平成17年11月の公表から数えまして、今回で11回目となります。

また、公平委員会におきましても、前年度における業務の状況として、勤

務条件に関する措置の要求の状況、不利益処分に関する不服申立ての状況、苦情相談に関する処理の状況の3項目について報告することが義務付けられております。公表いたしました内容については、市のホームページに掲載されております。

なお、公平委員会の業務の状況につきましては、資料の最後の21ページに記載しています。平成26年度は、3項目とも該当がございませんでした。

その他、公平委員会に関係があるものとしたしましては、12ページから13ページまでにある7の職員の分限及び懲戒処分の状況がございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上です。

委員長 ありがとうございます。報告を受けましたが、これについて、確認等又は質問等ございましたら、ご発言願います。

杉野委員 法令に違反して免職になった職員がいますが、これはどのような内容なのですか。

川村事務職員 13ページの(2)職員の懲戒処分等にありますが免職につきましては、これは平成26年の12月になりますが、公金公有物の処理の不適正、いわゆる公金横領、歳入の金額の未済、証紙の売上代金を収入としていなかったとして、免職が一人おります。

補足説明になりますが、これにあわせて、減給、法令違反にした者として、出納を管理する責任者、直属の上司が戒告ないし減給の処分を受けております。

委員長 今のところに関連して、この懲戒処分を受けた人数が一連の事件によるものなのですか。

川村事務職員 はい。そうです。

委員長 別の質問ですけれども、12ページの(1)ですね。表の中に休職の方が7名いらっしゃるんですね。事由が心身の故障の場合、ということですね。休職期間等についての情報は何かありますか。

川村事務職員 全てではないのですが、7人の内訳としましては、いわゆる心の病気の方が7人中6人です。もう一人は、体の病気です。あくまでもこの7人というのは、平成26年度に休職処分を受けた者で、新規に発令を受け

た者もいれば、更新という形で発令を受けた者もおります。

長い方であれば、平成23年11月から3年近くにわたって休職した者がおりまして、この方は退職されております。一番長い方で3年です。平成26年の秋口に発症し、その年度内で退職された方もおり、復職に至っていない方もいらっしゃいます。

委員長 資料4の12ページの一番下の行に書いてある、上記「心身の故障の場合」の7人は実人数で、発令件数は23件、というのは、一人について何回か休職の発令が出てるということになるのですか。

川村事務職員 平成26年度に1回の発令の方もいますが、発令期間が短い方、例えば1か月の休職期間という方もいまして、一番多い方で、26年に新規1回と更新7回で、8回休職発令を受けている方がいます。

その積み上げが23件という形になります。

委員長 先ほどのお話では、肉体的な故障というよりは、精神的な故障の方が多いですが、市としては、そういう人たちに対するケアを担当する者というのはいますか。

川村事務職員 職員課が所管しておりまして、職員課の中には、職域保健師を配置するなどして、相談を受けております。また、管理職に対して、メンタルヘルスなどの研修を行うなどして、対策に努めている状況であります。

過去の経過からいきますと、休職の実人数も少しずつ減ってきている傾向ではあります。

委員長 他の自治体とかはどうでしょうか。

川村事務職員 同じように人事行政のホームページ、各自治体で公表していると思いますが、これを比較したものは、私たちでは把握していません。おそらく、担当の職員課でも同様の状況なのかなと考えてます。

委員長 はい、ありがとうございました。

杉野委員 13ページの懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類あるみたいですが、懲戒の免職というのは自主退職とは違うものなのですか。

川村事務職員 懲戒解雇にあたるものになり、退職金は、いっさい出ていない

処分になります。

杉野委員 我々だったら論旨退職ですね。

委員長 民間の場合には、自己都合による退職。実情を納得してもらって、ということとは良くありますね。他に何か、自宅謹慎などというのは。

川村事務職員 停職は出勤できず、当然給料も支払われないものです。

杉野委員 停職は、何日までというのはあるのですか。

川村事務職員 停職は、6か月が最長の期間となっています。

杉野委員 それぞれの処分に応じて、この場合は始末書をとるとかはあるのですか。

川村事務職員 始末書というより顛末書とっております。そういったものを徴収し、不利益処分する前には、事前に本人の弁明というのがなされます。

委員長 懲戒処分を科さなければならない場合は、必ず弁明をさせなければならない場合ですから始末書と重なるかもしれないですね。

何か他に質問等ございますか。(なし)

ないようでしたら、以上で本件を終了いたします。よろしいでしょうか。

(了)

次に3. その他について、何かございませんか。

川村事務職員 事務局からはございません。

委員長 それでは、以上で本日の公平委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

終了：午後5時10分